

平成19年度国家予算編成における義務教育費無償及び国庫負担制度の堅持と負担率1/2復元を求める要望意見書

教育の機会均等と義務教育無償の原則は、憲法26条で定められており、全ての国民に対して義務教育を保障することは国の重要な責任でもあります。このことから、全国のどの地域においても、全ての子供たちに無償で一定水準の教育機会を保障するため、義務教育費国庫負担制度が設けられています。

現在、政府の財政赤字削減を目的とした義務教育費国庫負担金の削減が進められ、「地方分権の推進」或いは「国と地方の役割分担」との視点から、主として経済財政諮問会議で、地方の独自性を損ねる補助金制度として廃止・縮減の対象とされ、「三位一体改革」の議論の中で、義務教育費国庫負担制度全体の見直しが検討課題となっています。

義務教育費国庫負担制度は、義務教育の実施主体である地方を国が支える制度であって、国が地方をしぼる制度ではありません。すでに30人学級などの学級定員規模を縮小する措置が、都道府県単費で行われており、現行制度でも自治体の裁量権は保障されています。

むしろこの制度が廃止されれば、地方財政における義務教育費の確保が困難になり、教育条件の地域間格差が生ずるおそれがあります。とりわけ、広大な地域に小規模校が点在し、離島など多くのへき地を有する北海道では、全国的水準との格差だけでなく、市町村間での格差が拡大することが危惧され、政府の主張する国の関与の見直しが地方の教育水準の低下をもたらしかねません。

この度「三位一体改革」により削減された8,500億円が都道府県に税源移譲された場合、39の道府県で現状の国庫負担金を下回る金額となることが明らかとなっており、深刻な雇用情勢を反映し、就学援助受給者や奨学金希望者が増大している中、地方財政の圧迫が保護者負担の増大につながるものが危惧されます。

昨年、教育関係42団体で結成された実行委員会が取り組んだ署名が、道内で30万筆を超えて集まったことや、道内121の議会から義務教育費国庫負担制度に関する意見書が内閣に提出されるなど、教育の機会均等と水準維持向上を求める声は、全道の教育関係者や保護者、そして地域の願いであります。

よって、政府においては、次の事項について実現を図るよう強く要望します。

記

- 1 国の責務である教育水準の最低保障を担保するために必要不可欠な義務教育費国庫負担制度を堅持し、負担率1/2復元をすること。また、「交付金化」や「一般財源化」を行わないこと。
- 2 憲法及び教育基本法の理念である義務教育の無償を実現するため、保護者負担がゼロとなるよう教育予算を拡充すること。
- 3 30人以下学級を早期に実現すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成18年9月27日

大空町議会議長 後藤 幸太郎